

令和5年度ツキノワグマ管理検討委員会

日 時 令和5年8月25日（金） 9：30～11：30

場 所 岩手教育会館 カンファレンスルーム 201, 202

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) ツキノワグマ管理検討委員会設置要綱の改正について

(2) 令和4年度及び令和5年度のツキノワグマ管理施策の取組状況について

(3) 令和6年度捕獲上限数の設定について

(4) その他

4 閉 会

令和5年度ツキノワグマ管理検討委員会 出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識 経験者	東北地域環境計画研究会	会 長	由井 正敏	
	国立大学法人岩手大学	准 教 授	山内 貴義	
	盛岡市動物公園	園 長	辻本 恒徳	
	合 同 会 社 東北野生動物保護管理センター	代 表	宇野 壮春	WEB
関係 団体	岩手県鳥獣保護巡視員協議会	会 長	藤澤 富男	
	公益社団法人岩手県猟友会	専 務 理 事	寺長根 実	新任
	岩手県森林組合連合会	業 務 部 長 兼 森林整備グループ長	深澤 明広	
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 会 部 岩手県本部営農支援部	営農技術課長	加澤 直志	WEB
行政 機関	東 北 森 林 管 理 局 計 画 保 全 部 保 全 課	課 長	福 士 忍	新任 WEB
	岩 手 県 農 業 振 興 水 産 部 農 林 水 産 課	担 手 対 策 課 長	伊 藤 一 成	新任
	岩 手 県 農 林 水 産 部 森 林 整 備 課	整 備 課 長	小 川 健 雄	新任
	岩 手 県 警 察 本 部 生 活 安 全 部 生 活 安 全 企 画 課	参 事 官 兼 課 長	前 川 剛	新任 代理：課長補佐 高橋和宏
市町村	盛 岡 市 環 境 部 環 境 企 画 課	課 長	富 手 真 一	新任
	遠 野 市 農 林 部 産 業 課	課 長	松 田 穰 司	新任 WEB
	八 幡 平 市 農 林 部 農 業 課	課 長	佐 々 木 仁	
	宮 古 市 農 林 部 産 業 振 興 課	課 長	巖 崎 邦 行	新任
			計16名	
事務局	岩手県環境保健研究センター	主任専門研究員	鞍 懸 重 和	
	岩手県環境生活部自然保護課	総 括 課 長	酒 井 淳	
		主 任 主 査	菊 地 賢	
		主 査	佐 藤 恵 子	
		主 査	塔 筋 千 尋	
		主 任	山 岸 孝 気	
主 事	松 岡 大 晟			
オブザー バー	岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部	主 任	吉 田 達 彦	
	岩手県南広域振興局保健福祉環境部	技 師	千 葉 大 介	
	岩手県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター	主 任 主 査	多 田 敬 子	
	岩手県南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター	技 師	田 村 京 一	WEB
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部	主 任	大 橋 慶 太 郎	
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	主 任	松 本 泰 斗	
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター	技 師	猿 川 賢	
	岩手県北広域振興局保健福祉環境部	技 師	千 葉 瑞 起	WEB
岩手県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉センター	主 任 主 査	藤 原 智 徳		

第5次ツキノワグマ管理検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するツキノワグマ地域個体群の管理全般について検討し、もって人とツキノワグマとの共存に資するため、「ツキノワグマ管理検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関する事
- (2) 個体数管理に関する事
- (3) 生息環境の整備に関する事
- (4) 被害防除対策に関する事
- (5) モニタリング調査に関する事。
- (6) その他ツキノワグマの管理に関する事。

(組織)

第3 協議会は、学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、環境生活部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者(以下「構成員」という。)により構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は構成員が互選する。

3 会長は会務を総括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、構成員のうちから予め会長が指名する構成員が、その職務を代行する。

5 協議会の検討事項を専門的に検討するため、必要に応じて協議会に構成員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 構成員の任期は構成員が就任依頼を承諾した日から、第5次ツキノワグマ管理計画の期間が満了する日までとする。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

2 環境生活部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月24日から施行する。

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

【報告事項】**ツキノワグマ管理検討委員会設置要綱の改正について****1 改正の理由**

県において、法や条例に設置根拠がある会議と、要綱等により設置している会議の取り扱いを明確化することとなったことを踏まえ、所要の改正を行ったもの。

2 改正の概要

管理検討委員会は要綱に基づき設置している会議であることから、下記のとおり改正したもの。なお、改正により会議の趣旨や検討事項に変更は生じないもの。

ア 名称の変更（委員会 → 協議会）

要綱等を設置根拠とする会議は「審議会」「委員会」等の名称を使用しないこととされたもの。

イ 委員の呼称の変更（委員 → 構成員）

名称の変更に伴うもの。

ウ 任用に係る手順の変更

要綱等を設置根拠とする会議は委嘱等の任命手続きを行わないこととされたもの。

3 改正後の要綱

別添のとおり。

4 その他参考事項

シカ、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシの4種の管理検討委員会について、同様の改正を行ったものであること。

第5次ツキノワグマ管理検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するツキノワグマ地域個体群の管理全般について検討し、もって人とツキノワグマとの共存に資するため、「ツキノワグマ管理検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関する事
- (2) 個体数管理に関する事
- (3) 生息環境の整備に関する事
- (4) 被害防除対策に関する事
- (5) モニタリング調査に関する事。
- (6) その他ツキノワグマの管理に関する事。

(組織)

第3 協議会は、学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、環境生活部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者(以下「構成員」という。)により構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は構成員が互選する。

3 会長は会務を総括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、構成員のうちから予め会長が指名する構成員が、その職務を代行する。

5 協議会の検討事項を専門的に検討するため、必要に応じて協議会に構成員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 構成員の任期は構成員が就任依頼を承諾した日から、第5次ツキノワグマ管理計画の期間が満了する日までとする。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

2 環境生活部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月24日から施行する。

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

改正前	改正後
<p>ツキノワグマ管理検討<u>委員会</u>設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 本県に生息するツキノワグマ地域個体群の管理全般について検討し、もって人とツキノワグマとの共存に資するため、「<u>ツキノワグマ管理検討委員会</u>」(以下「<u>委員会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(検討事項)</p> <p>第2 <u>委員会</u>は、次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関すること</p> <p>(2) 個体数管理に関すること</p> <p>(3) 生息環境の整備に関すること</p> <p>(4) 被害防除対策に関すること</p> <p>(5) モニタリング調査に関すること。</p> <p>(6) その他ツキノワグマの管理に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3 <u>委員会</u>は、<u>委員</u>をもって構成する。</p> <p>2 <u>委員</u>は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で<u>委員会の運営に必要と認められる者のうちから、環境生活部長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>委員会</u>に<u>委員長</u>を置き、<u>委員長</u>は<u>委員の互選により決定する。</u></p> <p>4 <u>委員長</u>は会務を総括し、会議の議長となる。</p> <p>5 <u>委員長</u>に事故あるとき又は<u>委員長</u>が欠けたときは、<u>委員のうちから予め委員長が指名する委員</u>が、その職務を代行する。</p> <p>6 <u>委員会</u>の検討事項を専門的に<u>審議</u>するため、必要に応じて<u>委員会</u>に<u>委員若干名</u>をもって構成する専門部会を置くことができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第4 <u>委員</u>の任期は<u>委嘱の日</u>から、その日を含むツキノワグマ管理計画の期間が満了する日までとする。<u>ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会議)</p>	<p>第5次ツキノワグマ管理検討<u>協議会</u>設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 本県に生息するツキノワグマ地域個体群の管理全般について検討し、もって人とツキノワグマとの共存に資するため、「<u>ツキノワグマ管理検討協議会</u>」(以下「<u>協議会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(検討事項)</p> <p>第2 <u>協議会</u>は、次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関すること</p> <p>(2) 個体数管理に関すること</p> <p>(3) 生息環境の整備に関すること</p> <p>(4) 被害防除対策に関すること</p> <p>(5) モニタリング調査に関すること。</p> <p>(6) その他ツキノワグマの管理に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3 <u>協議会</u>は、<u>学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、環境生活部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者</u>(以下「<u>構成員</u>」という。)により構成する。</p> <p>2 <u>協議会</u>に<u>会長</u>を置き、<u>会長</u>は<u>構成員が互選する。</u></p> <p>3 <u>会長</u>は会務を総括する。</p> <p>4 <u>会長</u>に事故あるとき又は<u>会長</u>が欠けたときは、<u>構成員のうちから予め会長が指名する構成員</u>が、その職務を代行する。</p> <p>5 <u>協議会</u>の検討事項を専門的に<u>検討</u>するため、必要に応じて<u>協議会</u>に<u>構成員若干名</u>をもって構成する専門部会を置くことができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第4 <u>構成員</u>の任期は<u>構成員が就任依頼を承諾した日</u>から、<u>第5次ツキノワグマ管理計画の期間</u>が満了する日までとする。</p> <p>(会議)</p>

改正前	改正後
<p>第5 <u>委員会</u>は、必要に応じて環境生活部長が招集する。</p> <p>2 環境生活部長は、必要と認めるときは、<u>委員</u>以外の者の出席を求めることができる。 (庶務)</p> <p>第6 <u>委員会</u>の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。 (その他)</p> <p>第7 この要綱に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成15年12月24日から施行する。 この要綱は、平成18年3月16日から施行する。 この要綱は、平成19年4月6日から施行する。 この要綱は、平成20年4月25日から施行する。 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 この要綱は、平成25年5月13日から施行する。 この要綱は、平成27年9月25日から施行する。 この要綱は、平成29年5月26日から施行する。</p>	<p>第5 <u>協議会</u>は、必要に応じて環境生活部長が招集する。</p> <p>2 環境生活部長は、必要と認めるときは、<u>構成員</u>以外の者の出席を求めることができる。 (庶務)</p> <p>第6 <u>協議会</u>の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。 (その他)</p> <p>第7 この要綱に定めるもののほか、<u>協議会</u>の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成15年12月24日から施行する。 この要綱は、平成18年3月16日から施行する。 この要綱は、平成19年4月6日から施行する。 この要綱は、平成20年4月25日から施行する。 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 この要綱は、平成25年5月13日から施行する。 この要綱は、平成27年9月25日から施行する。 この要綱は、平成29年5月26日から施行する。 <u>この要綱は、令和5年8月3日から施行する。</u></p>
備考	改正部分は、下線の部分である。

令和 4 年度及び令和 5 年度のツキノワグマ管理施策の取組状況について

1 出没の状況 [資料 2-1]

令和 4 年度のツキノワグマの出没数は過去 5 年間では最も少なかった。

令和 5 年度は 6 月末現在で 1,349 件であり、過去 5 年間の同期と比較すると最も多い。

(単位：件)

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5.6 末
出没数(6 月末)	1,188	1,085	1,141	1,169	1,051	1,349
出没数(年間)	2,612	2,806	3,316	2,602	2,178	—

2 被害及び防除対策 [資料 2-2, 2-3]

(1) 被害状況

① 人身被害の状況

令和 4 年度の人身被害は 23 件・24 人で、過去 5 年間で 2 番目に多かった。

令和 5 年度は 8 月 19 日時点(※)で 18 件・19 人で、平成 30 年度及び令和 3 年度の年間被害件数を上回っている。

【人身被害】

(単位：件、人)

区 分	H30		R1		R2		R3		R4		R5*	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
北 奥 羽	4	4	6	7	9	10	6	6	7	7	6	7
北 上 山 地	8	8	9	9	18	19	8	8	16	17	12	12
計	12	12	15	16	27	29	14	14	23	24	18	19

② 農林業被害の状況

令和 4 年度の農業被害は総額 3,322 万円(速報値)で、令和 3 年度と比較して約 19% 減となった。

【農業被害】

(単位：万円)

区分	H30	R1	R2	R3	R4 (速報値)
水稲	117	200	537	508	300
野菜	465	200	333	309	274
果樹	1,404	1,200	2,081	1,562	1,700
飼料	2,208	2,800	1,846	1,718	989
その他	12	0	8	3	59
計	4,206	4,400	4,805	4,100	3,322

林業被害については、平成 27 年度から平成 29 年度までは発生していなかったが、平成 30 年度以降、スギ林において皮剥ぎ被害が発生している。

【林業被害】

(単位：万円)

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
被害発生市町村数	1	3	2	1	1
林木被害額	239	145	14	92	8

(2) 防除対策の状況

① 人身被害防止対策

ア ツキノワグマの出没に関する注意喚起通知

令和4年度は、5月の人身被害件数が5件発生し、人身被害の増加が予想されたこと、令和5年度は、令和4年度のブナの豊凶調査において、ブナの結実が並作となったことから、「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表した。

また、今年度は、人身被害が近年の同時期と比較して非常に多くなったことから、出没に対する注意喚起を強化し被害の未然防止を図るため、5月26日付で「ツキノワグマの出没に関する警報」を平成28年以来7年ぶりに発表した。

【内容】

時期	発出先	内容
R4. 6. 1 R5. 4. 18	検討委員会委員、(公社)岩手県猟友会、(一社)岩手県山岳・スポーツクライミング協会、岩手県勤労者山岳連盟、各市町村、東北森林管理局、農林水産部、広域振興局、県警本部、県政記者クラブ	ツキノワグマの出没に関する注意報
R5. 5. 26	同上	ツキノワグマの出没に関する警報

イ 各種媒体を活用した注意喚起

県広報媒体へ掲載、ホームページ更新及びコンビニ等へのリーフレット配付に加え、昨年度に引き続きキャンペーンソングを活用した道の駅等での注意喚起を実施した。

【内容（令和5年度）】

時期	媒体	内容等
R5. 4. 22	ツイッター	「クマに注意」（注意報発令）
R5. 4月号	岩手の林業	「ツキノワグマにご注意！」
R5. 5. 29	ツイッター	「クマに注意」（警報発令）
R5. 6. 9	ラジオ	「クマに注意」
R5. 8月	リーフレット	「クマ注意」 配布先：ローソン180店舗、イオン6店舗
通年	ホームページ	ツキノワグマによる人身被害状況・出没状況について 各種リーフレット、人身被害状況マップ

ウ 地域における管理対策の推進

「ツキノワグマ管理計画」に基づき、各広域振興局において、市町村や警察等の関係者で構成される地区管理協議会を開催し、各地域における被害防除の取組について情報の共有を図っている。

エ 追払い対策の推進

クマ等の大型獣類の追払いを目的とする轟音玉等の安全な使用のため、煙火消費保安講習会を岩手県猟友会及び日本煙火協会と共催で実施予定。(10月実施予定、受講者：市町村職員、猟友会員、鳥獣保護巡視員等)

② 農林業被害の防除対策

ア 鳥獣被害防止特措法の活用

【農林業被害防止計画策定状況（ツキノワグマを対象とするもの）】

県内全市町村で策定（33市町村）。

【主な計画内容】

電気柵設置、刈払い等環境整備、誘引物除去、追払い推進、実施隊による捕獲体制整備、普及啓発等。

（参考）鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した侵入防止柵の設置状況

（農業振興課調べ。他の鳥獣目的のものを含む。）

年度	H30	R1	R2	R3	R4	累計
設置距離（km）	101	106	73	91	118	1,249

③ ツキノワグマの生息環境整備

ア 天然性林の保全・管理

森林整備事業により、コナラ等（コナラ・ミズナラ・クリ）のツキノワグマの餌となる広葉樹について、造林や保育等を実施した。

（森林整備課調べ）（単位：ha）

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R4/R3 比
造 林	45	52	37	51	17	33%
保 育 等 （除伐・間伐・更新伐）	23	11	38	28	63	225%

イ いわたの森林づくり県民税の活用（いわて環境の森整備事業）

多様な公益的機能を有する森林環境の維持・保全等を目的とした「いわての森林づくり県民税」を活用し、管理が行き届かない森林を、針葉樹と広葉樹が混交した森林に誘導する混交林誘導伐（概ね5割の強度間伐）を実施。

（林業振興課調べ）（単位：ha）

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R4/R3 比
混交林誘導伐	579	566	525	537	573	107%

3 捕獲の状況

(1) 捕獲頭数の管理 [資料2-4, 2-5]

① 令和4年度の捕獲状況

令和4年度の捕獲頭数は、北奥羽地域が165頭、北上山地地域が254頭の合計419頭となっている。

【地域別の捕獲上限数及び捕獲状況】

(単位：頭)

地域	捕獲上限 (管理年次)	狩猟	許可捕獲			捕獲計	うち 放獣
			有害	うち 放獣	春季		
北奥羽	349	9	140	(10)	16	165	(10)
北上山地	277	38	216	(2)	0	254	(2)
計	626	47	356	(12)	16	419	(12)

② 過去5年の捕獲状況との比較

令和4年度の捕獲頭数は419頭であり、過去5年間で2番目に少ない捕獲頭数となった。

捕獲頭数減少の要因としては、令和4年度は出沒数が過去5年間で最も少なかったことや、農業被害も減少したことにより、捕獲機会が減少し、有害捕獲数の減少につながったことが考えられる。

【過去5年間の捕獲状況及び捕獲上限数】

(単位：頭)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
狩猟	80	62	96	63	47
春季捕獲	11	12	19	13	16
有害捕獲	243	352	440	385	356
合計	334	426	555	461	419
うち放獣	(8)	(14)	(27)	(8)	(12)
捕獲上限数※	363	375	508	546	626

※令和3年度までは当該年11月から翌年10月までの管理年次により管理

③ 捕獲許可にかかる特例許可

ツキノワグマの出沒や被害が増加していることから、平成26年6月1日から、市町村の判断による迅速かつ円滑な対応を確保するため、通常の捕獲許可手続きに加え、市町村ごとに捕獲上限を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う特例許可を行っている。令和4年度からは捕獲手続きの円滑化のため、許可期間を30日間から90日間に延長した。

【対象】 全市町村(鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定済市町村)

【申請】 全市町村

【許可期間】 令和5年4月29日から10月末の期間中で、最大90日間

(2) 緊急時における捕獲許可事務の特例処理

① 根拠

「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」により、人身被害に関わる緊急時における捕獲許可については、市町村において事務処理ができることとしている。

② 権限移譲状況 全市町村(平成21年度から)

③ 令和4年度実績 なし

【市町村における捕獲許可実績】

市町村名	捕獲許可日	捕獲実績	備考
一関市	平成 21 年 5 月 16 日	0 頭	人家敷地内への侵入
岩泉町	平成 21 年 7 月 24 日	1 頭	人家敷地内への侵入
奥州市	平成 22 年 6 月 12 日	0 頭	人家敷地内への侵入
西和賀町	平成 22 年 9 月 4 日	1 頭	人家敷地内への侵入
金ヶ崎町	平成 23 年 7 月 2 日	0 頭	日常生活範囲内での人身危害
花巻市	平成 24 年 7 月 21 日	1 頭	人家敷地内への侵入
花巻市	平成 26 年 5 月 27 日	1 頭	日常生活範囲内での人身危害
八幡平市	令和 2 年 11 月 29 日	1 頭	人家敷地内への侵入

4 モニタリング調査

(1) 堅果類豊凶状況調査 [資料 2-6、2-7]

クマの出没予測及び注意報等発表の判断材料とするため、ブナ及びナラ類の豊凶状況調査を実施した。令和 5 年度も継続して実施予定。

【調査地域】 北上山地 12 地点（ナラ類）、北奥羽 9 地点（ブナ、ナラ類）

【実施主体】 各広域振興局保健福祉環境部・林務部、環境保健研究センター、自然保護課

【調査時期】 令和 4 年 8 月 25 日から 9 月 28 日まで

【方 法】 目視による調査

(2) ツキノワグマ個体数密度調査（小規模ヘアトラップ調査）

大規模ヘアトラップ調査終了後の県内の生息密度の動向を継続的に把握するため、平成 25 年度から花巻市及び遠野市において調査を実施している。

令和 3 年度以降は、花巻市（北奥羽）及び遠野市（北上山地）において隔年で実施。

【調査結果】

花巻市（北奥羽）	H30	R1	R2	R3	R4
個体数密度(頭/km ²)	1.36	1.97	実施 せず	1.70	実施 せず
95%信頼区間下限	0.94	1.45		1.26	
95%信頼区間上限	2.02	2.70		2.23	

遠野市（北上山地）	H30	R1	R2	R3	R4
個体数密度(頭/km ²)	0.33	0.42	実施 せず	実施 せず	0.41
95%信頼区間下限	0.24	0.29			0.23
95%信頼区間上限	0.46	0.67			0.78

(3) 春季捕獲に係る痕跡調査 [資料 2-8]

ツキノワグマの伝統的な猟法を保全し、狩猟資源の持続的な利用を図ることを目的として、令和 4 年度及び令和 5 年度は 2 市町において実施した。

なお、令和 6 年 4 月からは、現行の 2 市町に 5 市町（花巻市、北上市、奥州市、雫石町及び金ヶ崎町）を追加して 7 市町で実施予定。

【対象】 春季捕獲実施市町村（八幡平市、西和賀町）

【方法】 踏査による目視調査

(4) 放射性物質検査

クマ肉については、平成24年度から出荷制限指示が継続されており、県南地域を中心に基準値（100Bq/kg）を超過する検体が確認されている。

※出荷制限指示H24.9.10（継続中）

【クマ肉の放射性物質検査結果】

年度	検体数	基準超過件数	基準値超過市町村
H23	8 検体	2 検体	一関市、奥州市
H24	11検体	2 検体	一関市、陸前高田市
H25	24検体	3 検体	一関市、奥州市、陸前高田市
H26	27検体	2 検体	一関市
H27	15検体	2 検体	一関市、大船渡市
H28	21検体	5 検体	一関市、大船渡市、陸前高田市、奥州市、金ヶ崎町
H29	6 検体	1 検体	陸前高田市
H30	23検体	8 検体	平泉町、陸前高田市、一関市、金ヶ崎町、大船渡市
R1	22検体	2 検体	陸前高田市、平泉町
R2	15検体	3 検体	奥州市、大船渡市、陸前高田市
R3	13検体	なし	該当なし
R4	16検体	2 検体	陸前高田市、大船渡市

(5) 市街地出沒時対策訓練 [資料 2 - 9]

クマの市街地での出沒に適切かつ迅速に対応するため、令和4年度は盛岡市内で2回机上訓練を実施した。

令和5年度は、より実践的な訓練を行うため、6月5日に盛岡市内で実動訓練を実施した。

実動訓練では、明確な役割分担の下、実地でのシミュレーションを行うことができたところに成果があった。一方、今回は発砲が可能な場所との想定で訓練を実施したが、市街地では原則として銃が使用できない等の課題があり、より住宅が密集した地域にクマが出沒した場合の対応についても検討していく必要がある。

今後、他地域での訓練や異なる条件を想定した訓練の実施を検討していく。

(6) 令和5年度クマ類の出沒に対応する体制構築等業務（環境省モデル事業）

【期間】令和4～6年度

【実施区域】岩手県（県内市町村においてモデル地区を選定）

※本県の他5道県で実施

【内容（実績及び予定）】

R4：ヒアリング（勉強会）を任意の市町村において実施し、R5～6年度計画を検討

R5：①モデル地域における勉強会の実施、②人材育成（麻酔銃対応、市町村担当者等）、③ゾーニングマップ案の作成、④人身事故情報整理、⑤R6事業計画案作成

(7) 捕獲の担い手の確保

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回実施した。令和4年度の新規免許取得者は482人であった。令和5年度も3回の実施を予定。

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的として、受講料無料の狩猟免許試験予備講習会を公益社団法人岩手県猟友会への委託により合計3回実施した。令和5年度も3回の実施を予定。

【予備講習会受講者数、狩猟免許新規取得者数、狩猟免許試験回数・地区等の推移】

年度	予備講習会 受講者数	狩猟免許 新規取得者数	狩猟免許 試験回数	開催地区 ※()内は開催回数
H30	311人	313人	3回	盛岡地区(2)、釜石地区
R元	267人	290人	3回	盛岡地区(3)
R2	343人	369人	3回	奥州地区、宮古地区、盛岡地区
R3	344人	406人	3回	奥州地区、宮古地区、盛岡地区
R4	447人	482人	3回	宮古地区、花巻地区、盛岡地区
R5	—	—	3回	宮古地区、盛岡地区(2)

③ 市町村の捕獲の担い手対策支援

盛岡市や宮古市で鳥獣害対策を担う地域おこし協力隊員が増えていることから、その業務内容の共有等により、市町村の被害防止対策の取組を支援する。

④ 各種研修会の開催

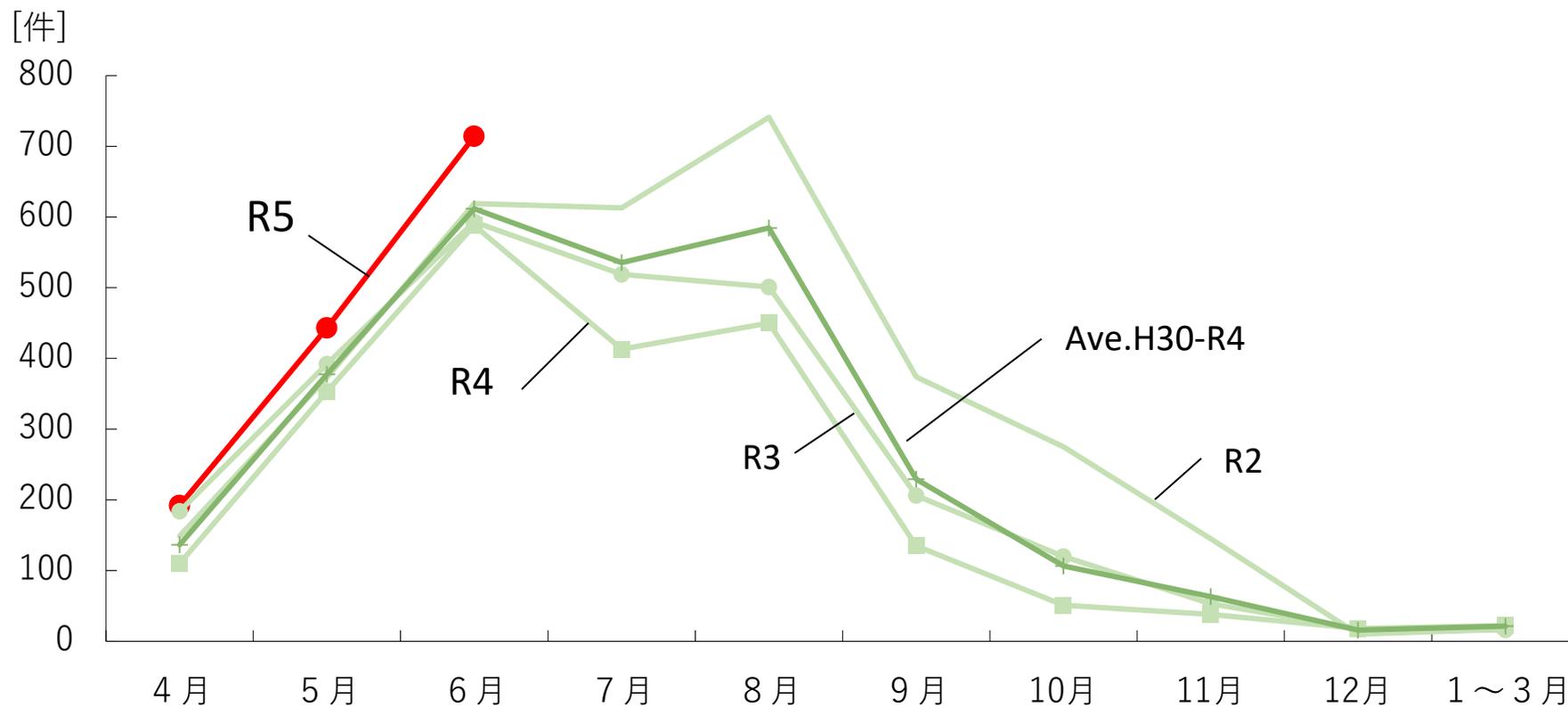
- ・狩猟免許に興味がある一般県民を対象とした研修会の開催
- ・狩猟免許を取得して3年未満の初心者を対象とした研修会の開催

ツキノワグマ出没状況推移

資料2-1

[単位：件]

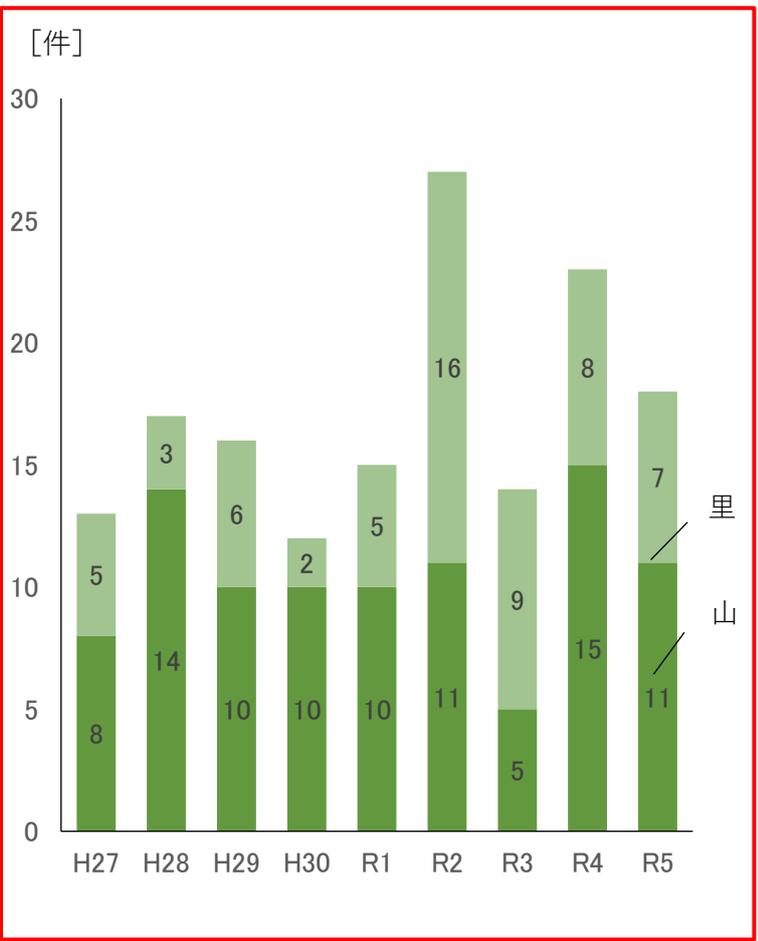
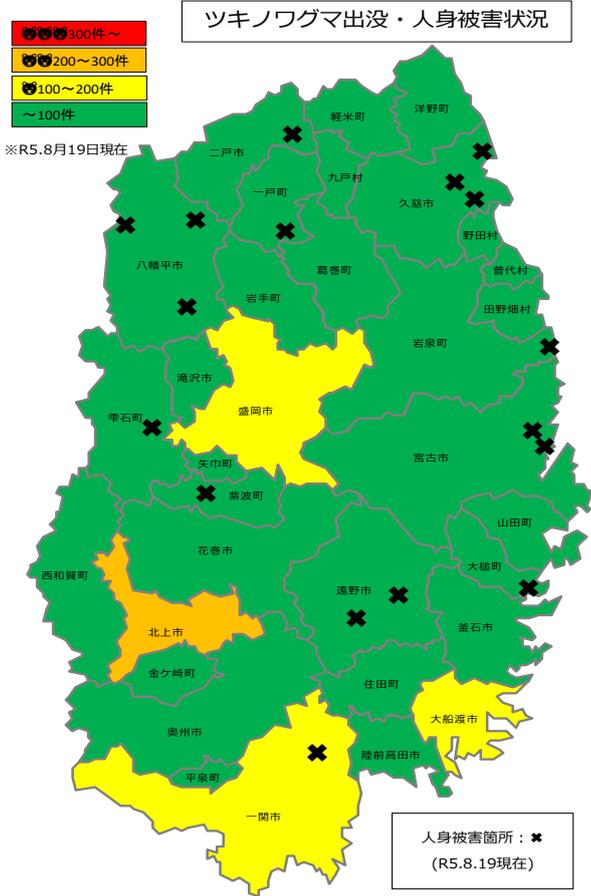
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月	6月末計	計
令和5年度	192	443	714								1,349	1,349
令和4年度	110	353	588	413	450	135	51	38	18	22	1,051	2,178
令和3年度	184	392	593	519	501	206	120	53	18	16	1,169	2,602
令和2年度	149	373	619	613	741	374	275	145	10	17	1,141	3,316
令和元年度	128	363	594	639	589	321	65	49	19	39	1,085	2,806
平成30年度	121	432	635	501	618	154	69	46	14	22	1,188	2,612
H30～R4の平均値	136	377	612	535	585	229	107	63	16	22	1,125	2,782



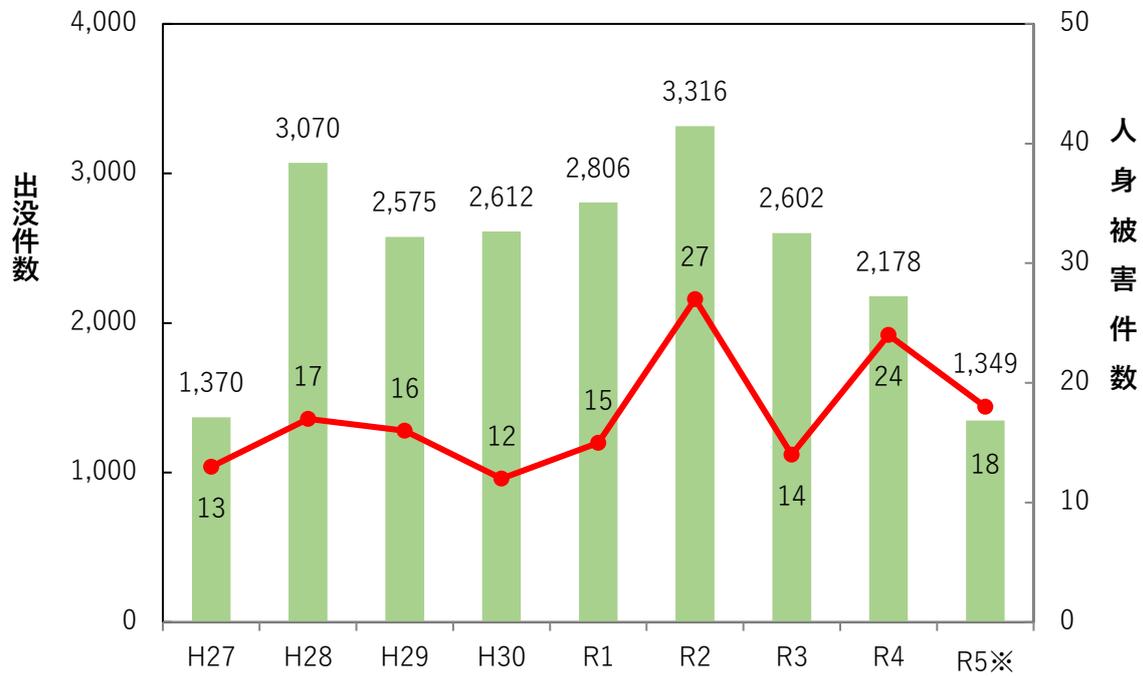
ツキノワグマによる人身被害の状況

資料 2 - 2

令和5年度【18件19名】*令和5年8月19日現在												
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山	備考
1	令和5年4月15日	午後2時	昼	久慈市	侍浜町地内	山菜・きのご採り	60代	男性	軽傷	無	山	
2	令和5年4月27日	午前8時30分	朝	八幡平市	野駄地内	山菜・きのご採り	70代	男性	軽傷	不明	山	
							70代	女性	軽傷	不明	山	
3	令和5年4月28日	午前5時30分	朝	岩泉町	小本字本茂師地内	山菜・きのご採り	80代	男性	不明	不明	山	子連れ
4	令和5年5月16日	午前11時40分	昼	八幡平市	兄川地内	山菜・きのご採り	40代	男性	重傷	鈴	山	
5	令和5年5月16日	午後4時	夕	宮古市	崎山地内	散歩・歩行	70代	男性	重傷	不明	山	子連れ
6	令和5年5月17日	午前11時20分	昼	遠野市	土淵町地内	山菜・きのご採り	80代	男性	重傷	無	山	子連れ
7	令和5年5月19日	午後9時	夜	大槌町	安渡地内	その他(屋外トイレに行く途中)	70代	男性	重傷	無	里	子連れ
8	令和5年5月26日	午前9時25分	朝	一関市	大東町中川地内	その他(有害捕獲作業中)	70代	男性	軽傷	無	山	
9	令和5年6月2日	午前5時30分	朝	遠野市	綾織町内	その他(牛舎で作業中)	60代	男性	重傷	無	里	子連れ
10	令和5年6月9日	午前8時	朝	八幡平市	寺志田地内	その他(自宅車庫)	90代	女性	軽傷	無	里	
11	令和5年6月21日	午後0時30分	昼	久慈市	山形町小国地内	林業作業中	60代	男性	軽傷	有	山	子連れ
12	令和5年6月25日	午前10時	昼	二戸市	白鳥地内	農作業中	80代	女性	重傷	無	里	
13	令和5年7月1日	午後5時17分	夕	紫波町	宮手地内	散歩・歩行	70代	男性	軽傷	無	里	
14	令和5年7月12日	午後6時30分	夕	久慈市	宇部町地内	散歩・歩行	50代	男性	軽傷	無	山	
15	令和5年7月17日	午後0時40分	昼	宮古市	日立浜町地内	散歩・歩行	60代	男性	重傷	無	山	
16	令和5年8月9日	午後5時	夕	一戸町	宇別地内	山菜・きのご採り	80代	女性	死亡	不明	里	
17	令和5年8月19日	午前5時10分	朝	雫石町	御明神地内	散歩・歩行	70代	男性	重傷	無	里	
18	令和5年8月19日	午前5時20分	朝	雫石町	御明神地内	散歩・歩行	80代	女性	重傷	無	里	

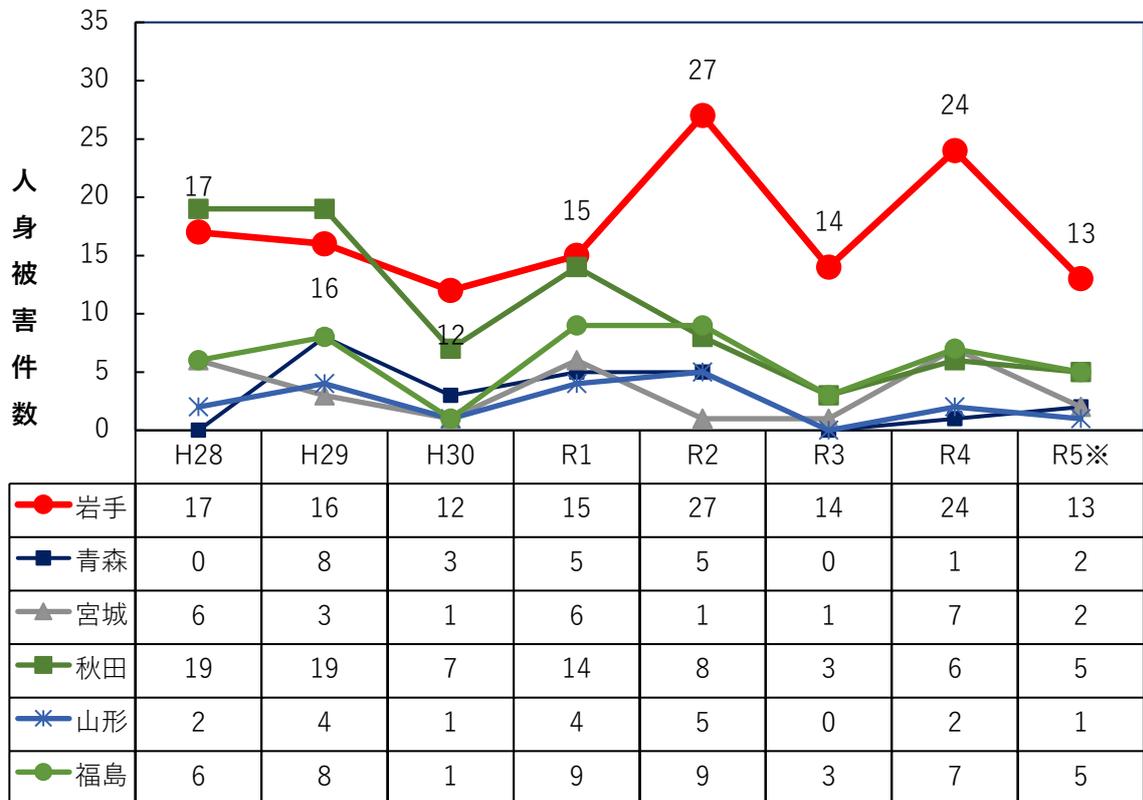


出没件数及び人身被害の状況



※ R5出没数は6月末時点、人身被害数は8月19日時点

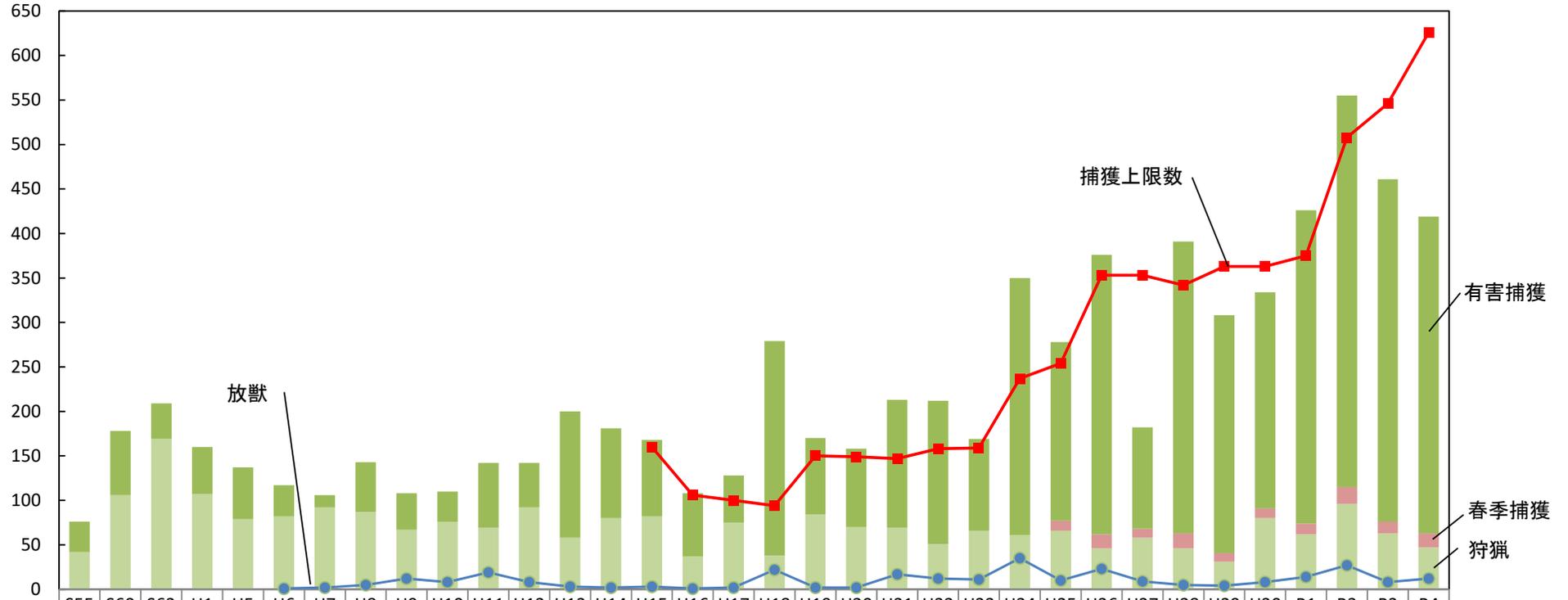
東北6県の人身被害状況



※ R5年度は6月末時点

年度別 ツキノワグマ捕獲数

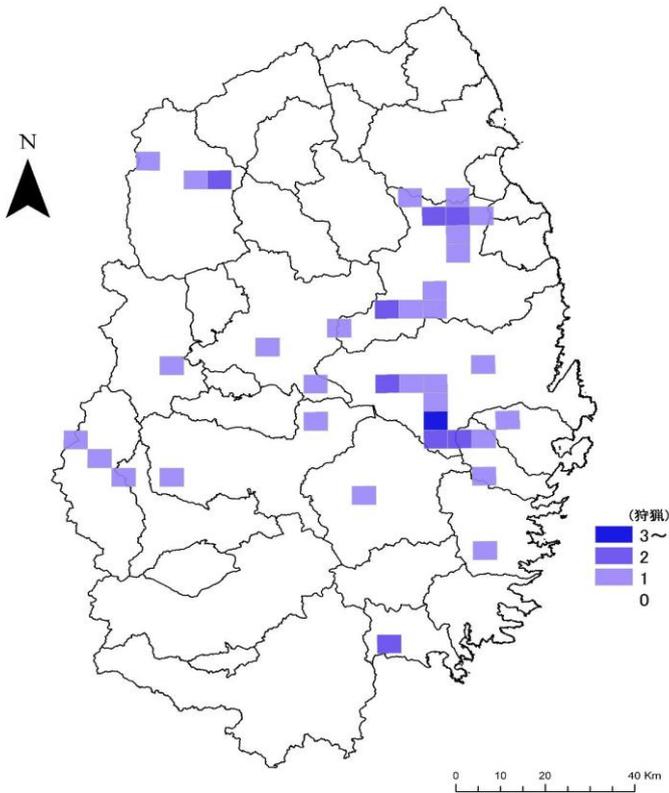
[頭]



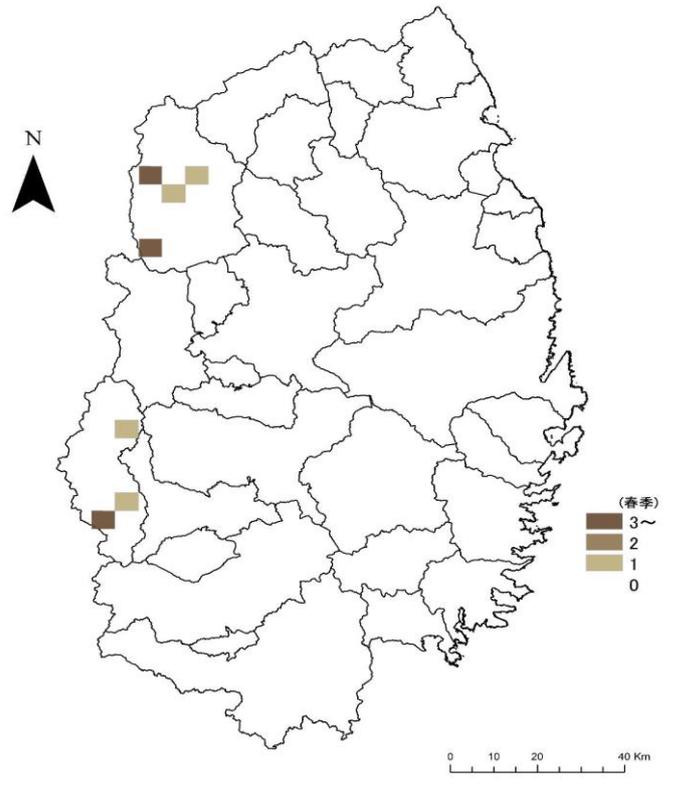
	S55	S60	S62	H1	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
有害捕獲	34	72	40	53	58	35	14	56	41	34	73	50	142	101	86	71	53	241	86	88	144	161	103	289	201	314	114	328	267	243	352	440	385	356
春季捕獲																									11	16	10	17	10	11	12	19	13	16
狩猟	42	106	169	107	79	82	92	87	67	76	69	92	58	80	82	37	75	38	84	70	69	51	66	61	66	46	58	46	31	80	62	96	63	47
放獣						1	2	5	12	8	19	8	3	2	3	1	2	22	2	2	17	12	11	35	10	23	9	5	4	8	14	27	8	12
捕獲上限															160	106	100	94	150	149	147	158	159	237	254	353	353	342	363	363	375	508	546	626

県内のツキノワグマ捕獲分布図

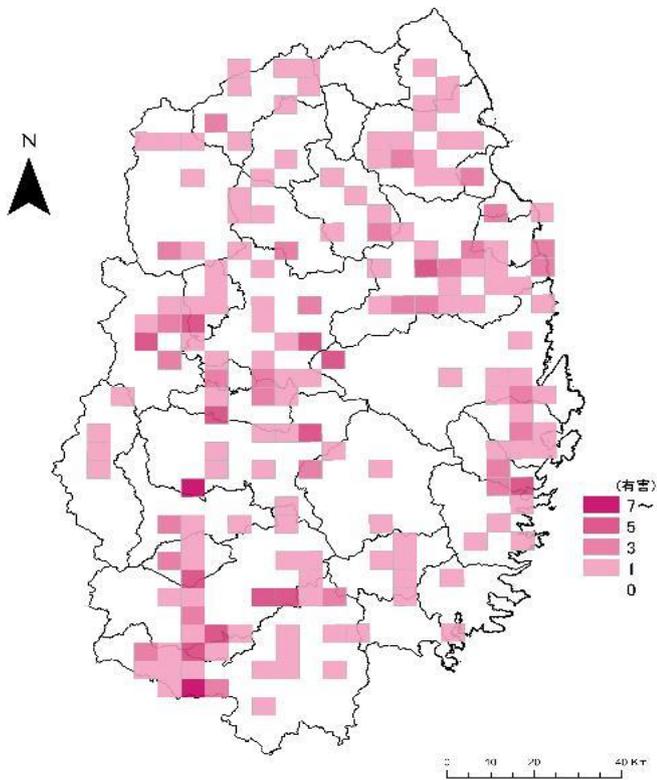
資料2-5



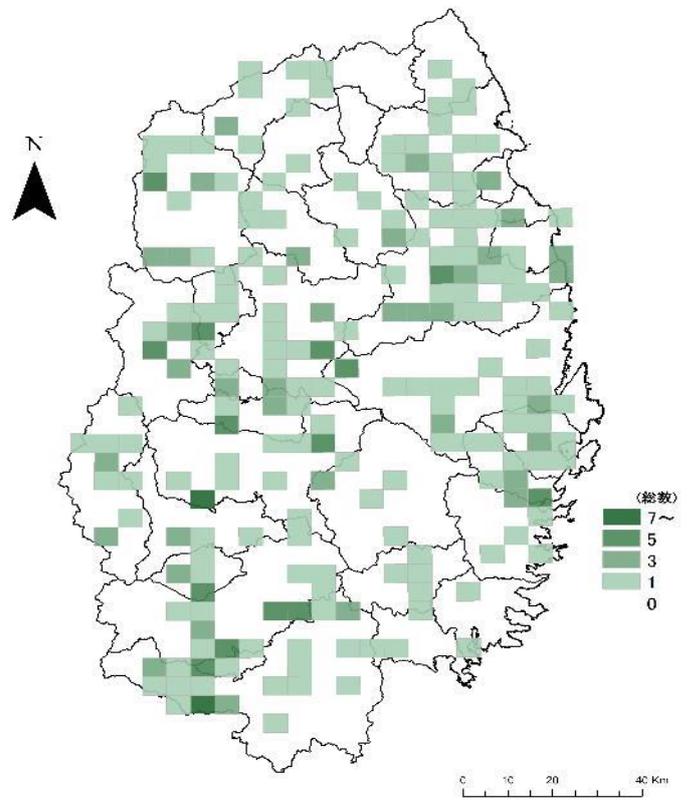
R4狩猟



R4春季捕獲



R4有害捕獲



R4捕獲合計

プレスリリース

令和 5 年 7 月 5 日
東北森林管理局

令和5年度のブナの開花状況と結実予測について

標記について、ブナの開花状況の調査結果を取りまとめたので、下記のとおりお知らせします。

今回の調査結果から、今秋のブナの結実の豊凶は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の5県とも大凶作と推測されます。

今秋は、クマの主要な食料の1つとされるブナの実が少ないと見込まれることから、クマが人里に近い場所へ引き続き出没することが考えられますので、警戒や注意を怠らないことが重要です。

記

ブナの開花状況調査の結果（県別内訳）

県名	開花状況（箇所数）					開花時点の 豊凶指数	開花時点の 結実予測
	全体	部分	一部	非開花	計		
青森県	1	2	8	25	36	0.5	大凶作
岩手県	0	1	7	15	23	0.4	大凶作
宮城県	0	0	5	1	6	0.8	大凶作
秋田県	1	2	3	47	53	0.3	大凶作
山形県	1	2	3	15	21	0.7	大凶作
計	3	7	26	103	139		

（道路損傷等による調査不実行箇所：6箇所）



林野庁東北森林管理局 森林整備部
技術普及課 小向 TEL：018-836-2164

林野庁

(参考)

令和5年度のブナの開花状況と結実予測について

1 本調査は以下により行っています。

【調査方法】

毎年度、東北森林管理局管内（青森、岩手、宮城、秋田、山形の5県）の145箇所（定点）において開花状況（初夏）及び結実状況（秋）を目視により調査しています。

【開花状況等の調査及び結実の予測】

箇所ごとに開花状況や開花割合等を調べています。

（下表は開花状況の調査内容）

区分	開花（結実）状況	豊凶指数
全体	樹冠全体にたくさんの花（実）がついている	5
部分	樹冠上部に多くの花（実）がついている	3
一部	ごくわずかに花（実）がついている	1
非開花 （非結実）	まったく花（実）がついていない	0

結実予測は、各調査箇所の調査結果を数値化、集計し豊凶指数を算出して、下表のとおり結実の豊凶を推測します。

豊凶指数	豊凶区分
3.5以上	豊作
2.0以上 3.5未満	並作
1.0以上 2.0未満	凶作
1.0未満	大凶作



【ブナの結実状況の調査と判定】

秋に結実状況を目視で調査し、開花時と同様の手法で豊凶を判定します。

2 これまでの開花時の結実予測並びに結実状況は次頁の表のとおりです。

表 年度別ブナ開花状況並びに結実状況

年度	青森県		岩手県		宮城県		秋田県		山形県	
	開花時	結実時								
平成元年 1989		並作 (3.4)		凶作 (1.9)		大凶作 (0.5)		並作 (2.6)		凶作 (1.1)
平成2年 1990	並作 (3.4)	並作 (2.2)	豊作 (4.3)	並作 (3.3)	並作 (2.5)	並作 (3.3)		凶作 (1.6)		豊作 (3.7)
平成3年 1991	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.4)	凶作 (1.2)	大凶作 (0.5)		凶作 (1.1)		凶作 (1.4)
平成4年 1992	豊作 (4.5)	豊作 (4.1)	並作 (2.3)	並作 (2.2)	凶作 (1.5)	凶作 (1.3)		並作 (2.3)		凶作 (1.4)
平成5年 1993	並作 (2.1)	凶作 (1.0)	並作 (3.3)	凶作 (1.9)	並作 (2.3)	凶作 (1.7)		並作 (2.3)		豊作 (4.1)
平成6年 1994	凶作 (1.7)	凶作 (1.3)	大凶作 (0.9)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.4)	大凶作 (0.9)		凶作 (1.1)		凶作 (1.1)
平成7年 1995	豊作 (4.0)	豊作 (4.2)	豊作 (3.6)	豊作 (3.6)	豊作 (4.3)	豊作 (4.0)		並作 (2.6)		豊作 (4.2)
平成8年 1996	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.9)	凶作 (1.2)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.0)		大凶作 (0.9)		大凶作 (0.5)
平成9年 1997	並作 (2.2)	凶作 (1.8)	並作 (2.2)	凶作 (1.5)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.7)		並作 (2.3)		大凶作 (0.9)
平成10年 1998	凶作 (1.7)	凶作 (1.4)	凶作 (1.4)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.2)		凶作 (1.1)		大凶作 (0.0)
平成11年 1999	凶作 (1.1)	大凶作 (0.7)	凶作 (1.1)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.0)				
平成12年 2000	豊作 (4.6)	豊作 (4.7)	豊作 (4.6)	豊作 (4.4)	並作 (2.7)	豊作 (3.7)		豊作 (4.6)		並作 (3.3)
平成13年 2001	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.9)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.7)		大凶作 (0.3)		大凶作 (0.9)
平成14年 2002	凶作 (1.2)	凶作 (1.0)	凶作 (1.3)	凶作 (1.2)	凶作 (1.5)	凶作 (1.5)		凶作 (1.3)		凶作 (1.2)
平成15年 2003	並作 (2.5)	並作 (2.4)	並作 (2.5)	凶作 (1.8)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.2)		凶作 (1.8)		凶作 (1.4)
平成16年 2004	凶作 (1.1)	大凶作 (0.8)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.4)	凶作 (1.7)	並作 (2.0)	凶作 (1.1)	大凶作 (0.5)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.4)
平成17年 2005	豊作 (3.8)	並作 (3.4)	豊作 (4.0)	豊作 (4.3)	豊作 (4.7)	豊作 (4.3)	豊作 (4.3)	豊作 (3.9)	豊作 (4.9)	豊作 (4.9)
平成18年 2006	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.4)	大凶作 (0.2)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.9)	大凶作 (0.0)
平成19年 2007	凶作 (1.7)	大凶作 (0.8)	凶作 (1.5)	凶作 (1.5)	凶作 (1.5)	凶作 (1.3)	凶作 (1.8)	凶作 (1.6)	並作 (3.0)	凶作 (1.3)
平成20年 2008	並作 (2.4)	凶作 (1.6)	並作 (2.1)	凶作 (1.5)	豊作 (3.7)	凶作 (1.7)	凶作 (1.3)	凶作 (1.0)	並作 (2.5)	凶作 (1.5)
平成21年 2009	並作 (2.0)	凶作 (1.4)	凶作 (1.8)	凶作 (1.1)	並作 (3.3)	並作 (2.0)	凶作 (1.9)	凶作 (1.2)	並作 (3.1)	凶作 (1.3)
平成22年 2010	凶作 (1.6)	大凶作 (0.7)	凶作 (1.1)	大凶作 (0.7)	並作 (3.2)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.3)	凶作 (1.1)	大凶作 (0.2)
平成23年 2011	並作 (2.6)	凶作 (1.3)	並作 (3.2)	凶作 (1.3)	豊作 (3.7)	凶作 (1.5)	凶作 (1.8)	凶作 (1.1)	並作 (3.3)	凶作 (2.0)
平成24年 2012	凶作 (1.3)	大凶作 (0.4)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.0)	並作 (2.8)	並作 (2.2)	大凶作 (0.9)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.2)
平成25年 2013	豊作 (3.6)	並作 (3.4)	豊作 (4.0)	豊作 (3.8)	豊作 (3.7)	豊作 (5.0)	豊作 (3.6)	並作 (2.9)	並作 (2.3)	並作 (2.3)
平成26年 2014	凶作 (1.7)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.2)	凶作 (1.3)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.4)	凶作 (0.6)	大凶作 (0.2)
平成27年 2015	並作 (2.8)	並作 (2.0)	豊作 (4.0)	豊作 (4.2)	並作 (3.3)	並作 (3.4)	並作 (2.4)	凶作 (1.8)	並作 (3.4)	豊作 (3.5)
平成28年 2016	凶作 (1.4)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.0)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.0)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.1)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.1)
平成29年 2017	並作 (2.0)	凶作 (1.2)	凶作 (1.4)	凶作 (1.2)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.7)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.9)	大凶作 (0.4)
平成30年 2018	並作 (2.0)	凶作 (1.2)	並作 (2.8)	凶作 (1.8)	並作 (3.0)	並作 (2.5)	並作 (2.2)	凶作 (1.7)	豊作 (4.0)	豊作 (3.9)
令和元年 2019	凶作 (1.6)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.1)	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.2)	凶作 (0.1)	大凶作 (0.0)
令和2年 2020	並作 (3.2)	並作 (2.3)	凶作 (1.8)	凶作 (1.3)	凶作 (1.7)	大凶作 (0.7)	並作 (2.8)	並作 (2.0)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.3)
令和3年 2021	並作 (2.0)	凶作 (1.0)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.7)	豊作 (4.0)	凶作 (1.7)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.2)	凶作 (1.9)	凶作 (1.5)
令和4年 2022	豊作 (3.8)	並作 (2.9)	並作 (3.3)	並作 (2.7)	豊作 (4.0)	凶作 (1.3)	豊作 (3.7)	並作 (2.8)	並作 (3.4)	並作 (3.1)
令和5年 2023	大凶作 (0.5)		大凶作 (0.4)		大凶作 (0.8)		大凶作 (0.3)		大凶作 (0.7)	

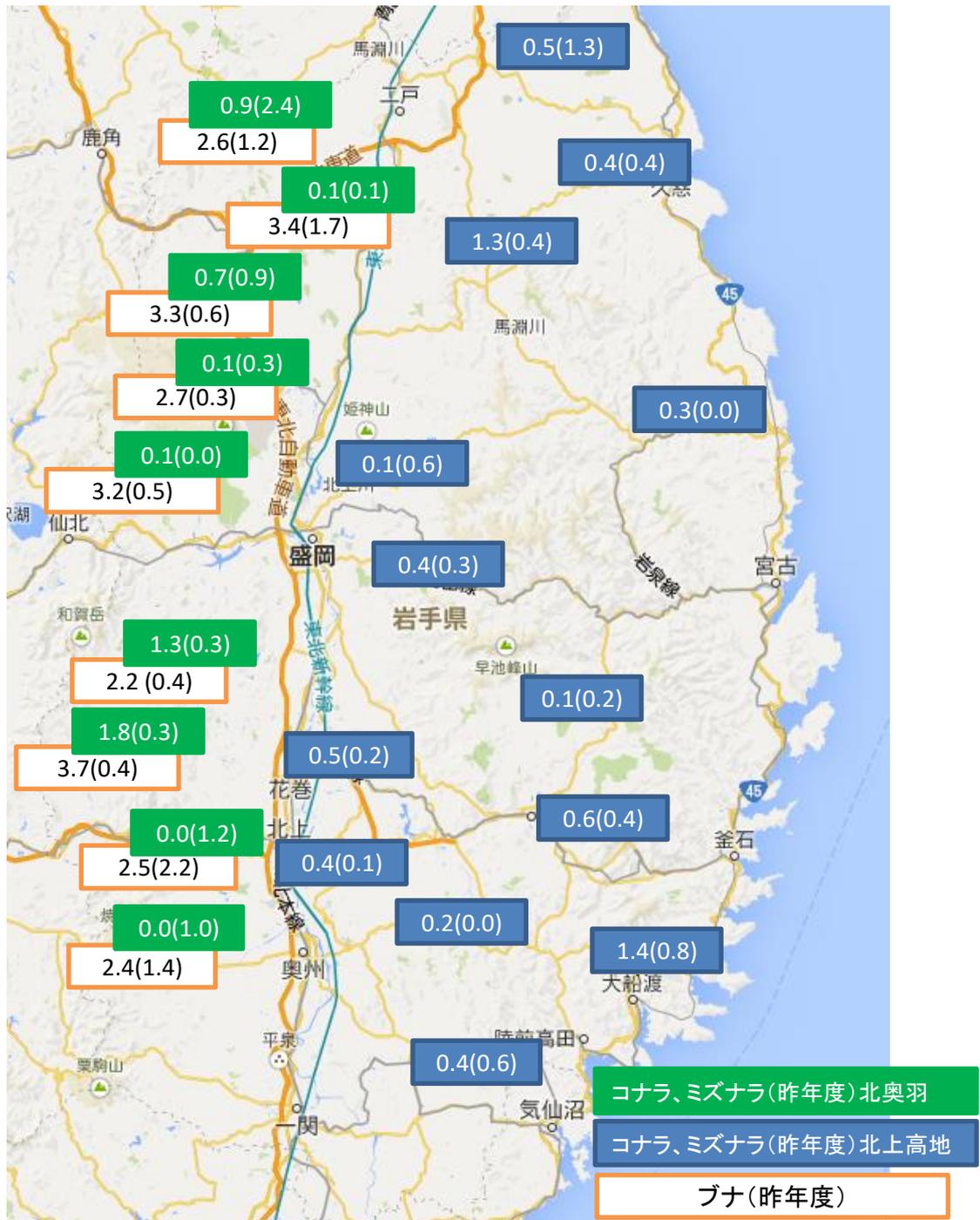
()は豊凶指数

東北森林管理局ホームページも御参照ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/sidou/buna.html>)

注：豊凶指数1.0未満でも一部に開花・結実が見られる場合もあり、誤解を避けるため、平成29年度から豊凶区分の「皆無」を「大凶作」に変更しました。

○堅果類豊凶調査結果



調査結果: 目視による対象木20本の調査結果、調査定点の着果状況を6段階で評価したもの。

全調査定点の平均

- ・コナラ/ミズナラ: 北奥羽 0.77(0.66)
- ・コナラ/ミズナラ: 北上高地 0.47(0.38)
- ・ブナ 2.96(0.93)

【個体ごとの豊凶評価基準】

評価0	着果なし	凶作
評価1	一部に疎に着果	
評価2	一部に密に着果	凶作~不作
評価3	全体に疎に着果	
評価4	全体に密に着果	並作~豊作
評価5	非常に密に着果	豊作

【参考】

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	備考
コナラ/ ミズナラ	—	—	1.25	0.45	0.66	0.77	北奥羽
ミズナラ	0.75	0.47	1.43	0.45	0.38	0.47	北上高地
ブナ	1.09	2.85	0.38	2.33	0.93	2.96	—

痕跡調査における痕跡数と目撃数

資料2-8

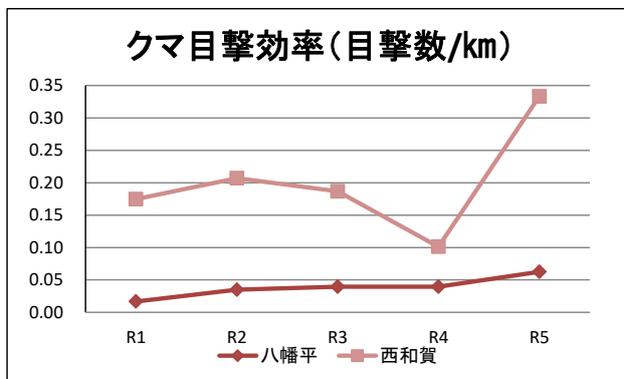
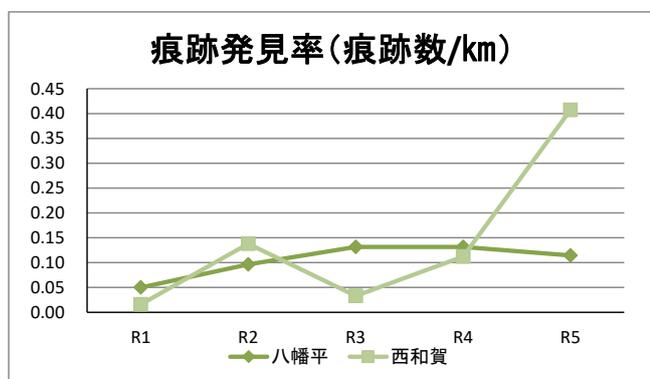
1 痕跡数及び目撃数

【西和賀町】

年度	調査距離 (km)	クマ棚数	爪痕	足跡	糞	痕跡 (足跡・糞)	幼獣目撃	成獣目撃	クマ目撃(計)	痕跡/距離	目撃/距離
R1	63	9	5	1	0	1	10	1	11	0.02	0.17
R2	43.5	3	3	5	1	6	2	7	9	0.14	0.21
R3	91	6	3	1	2	3	4	13	17	0.03	0.19
R4	89	0	10	10	0	10	0	9	9	0.11	0.10
R5	27	12	4	10	1	11	1	8	9	0.41	0.33

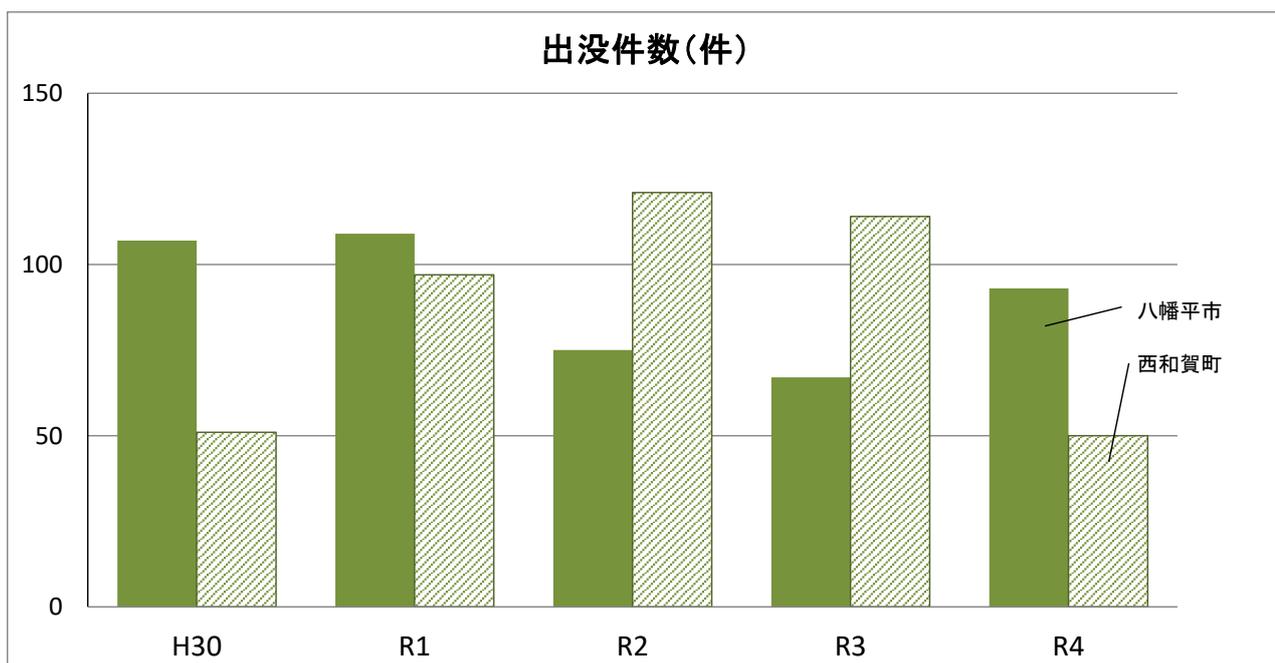
【八幡平市】

年度	調査距離 (km)	クマ棚数	爪痕	足跡	糞	痕跡 (足跡・糞)	幼獣目撃	成獣目撃	クマ目撃(計)	痕跡/距離	目撃/距離
R1	180	0	10	7	2	9	3	0	3	0.05	0.02
R2	114	0	9	11	0	11	0	4	4	0.10	0.04
R3	76	0	6	10	0	10	0	3	3	0.13	0.04
R4	76	0	6	10	0	10	0	3	3	0.13	0.04
R5	96	0	12	11	0	11	0	6	6	0.11	0.06



2 出没件数

年度	八幡平市	西和賀町	全県
H30	107	51	2,612
R1	109	97	2,806
R2	75	121	3,316
R3	67	114	2,602
R4	93	50	2,178



令和5年度ツキノワグマ市街地出没時対応実動訓練実施要領

1 目的

市街地にツキノワグマが出没したことを想定し、通報からツキノワグマの捜索・発見、現場における調整・意思決定等、「岩手県ツキノワグマ市街地等出没時対応マニュアル」（令和5年3月24日策定）（以下、「マニュアル」という。）及び各市町村マニュアルに基づく現地での動きを確認することで、発生時における円滑かつ適切な対応に資する。

2 日時

令和5年6月5日（月）9時30分から11時30分まで

3 場所

盛岡市太田橋野球場（盛岡市下厨川字稲荷向9）

4 主催及び参集者

- (1) 主催者 岩手県
- (2) 共催者 盛岡市
- (3) 参集者 岩手県警察本部、岩手県猟友会、有識者、盛岡市、岩手県

5 役割分担

訓練における役割分担は、マニュアルに基づき、以下のとおりとする。

主体		役割分担	
本庁	県	自然保護課	・全体調整
	県警本部	生活安全企画課 地域課	・各警察署の統括調整 ・警職法 ^{※1} 適用判断
	県猟友会	麻醉銃取扱者	・麻醉銃取扱者の派遣
地域	振興局	保健福祉環境部 保健福祉環境センター	・市町村への協力（パトロール等） ・有害鳥獣捕獲許可 （鳥獣保護管理法 ^{※2} 第9条）
	市町村	農政部局 環境部局	・追い払い、捕獲（実施隊等に依頼） ・安全確保、注意喚起、パトロール
	警察	警察署	・安全確保、注意喚起、パトロール ・警職法適用（発砲命令）
	地区猟友会	鳥獣被害対策実施隊	・追い払い、捕獲、パトロール
	関係団体	麻醉銃猟の実施可能な機関	・麻醉銃猟

※1：警察官職務執行法

※2：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

6 進め方

(1) 現地集合

参加者が訓練場所に集合し、県自然保護課から訓練の流れ及び注意事項を説明する。
ツキノワグマ目撃の通報を受けて関係者が情報収集及び共有し、現地に集合した状況から訓練を開始する。

(2) 訓練（捜索から事態収束までの一連の流れを確認）

以下の点を確認等しながら訓練を実施する。

- ・打合せ（関係者間で現地での役割分担及び連絡方法確認、対応方針及び方法を決定）
 - ・安全確保（立入制限）
 - ・捜索（捜索時の役割分担、連絡方法）
 - ・発見（発見時の連絡手段及び方法、発見後の当該個体への対応、監視体制及び方法）
 - ・対応方針の検討及び決定（協議の流れ、決定した対応方針の伝達）
 - ・許可手続き
 - ・対応（実施者の安全確保、猟銃使用等に係る安全確保）
 - ・対応後の作業（立入制限解除、住民及び報道機関説明）
- (3) 対応検証
- ・訓練終了後、講師及び専門家から総括及び助言を行う。
 - ・参加者から実動訓練実施後の課題等を聞く。

7 今後の展開

- ・関係マニュアル等の見直し
- ・当該訓練で明らかとなった課題等を次回の訓練及び他地域の訓練への反映